

2019年度

「2019年度 標準学力調査(小学校)業務委託」  
プロポーザル要領

平成31年3月

那覇市教育委員会 学校教育部  
那覇市立教育研究所

連絡先

〒902-0066

那覇市大道 146-1 大道小学校 2 階

担当者 大田

電話 098(917)3441

FAX 098(886)7043

## 1 適用

この要領は、「2019年度 標準学力調査（小学校）」業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、その手続について定めるものです。

## 2 業務名 2019年度 標準学力調査（小学校）業務委託

## 3 業務概要

那覇市立教育研究所（以下「研究所」という。）では、事業者の有する学力調査等に関する知識、能力と経験を有効に活用することにより、効果的・効率的な学力調査の実施を図るため、準備及び実施業務を包括的に外部委託することとし、その委託先を選定します。

### （1）委託する業務の概要（※詳細は別紙「仕様書」を参照のこと。）

- ① 事業計画の策定
- ② 実施マニュアルの作成及び実施説明会
- ③ 調査問題等の確認
- ④ 調査に必要な資材の作成
- ⑤ 配送・回収作業の実施
- ⑥ 採点・集計作業の実施
- ⑦ 分析作業の実施
- ⑧ 調査結果資料の作成・提供及び調査結果説明会
- ⑨ 作成物の電子媒体での提供

### （2）契約

標準学力調査（単価契約）

- ① 委託業務に対する1教科当たりの単価契約（消費税及び地方消費税を含む）

契約期間

- ② 契約締結日から2019年11月30日まで

**※本業務は、那覇市の予算成立及び、沖縄振興特別推進交付金の決定をもって、事業実施となります。事情により、不成立となった場合は、プロポーザル実施後においても、本業務委託の契約締結はありません。**

### （3）委託限度額

2,092,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※別添「仕様書の1.(3)調査対象で児童数を参照。

## 4 提案資格

次のいずれにも該当することが必要です。

- （1）法人であること
- （2）標準学力調査問題の作成、配付・回収及び、調査結果の分析において、全国との比較分析について独自に実施することができること。
- （3）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 那覇市の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事更生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

## 5 提出書類

- (1) プロポーザル参加申込書（別紙）
- (2) 上記4の提案（応募）資格を証明する書類
  - ①登記簿写し②学力調査実績一覧（概ね直近2年）③決算書（直近1年）④納税証明書
- (3) 2019年度標準学力調査業務実施手法（任意様式）
  - ＜実施手法作成について＞
  - 手法作成にあつては、業務フロー・スケジュールを具体的に示し、本業務に対する提案やアピールポイント等を入れて作成してください。
- (4) 標準学力調査問題のサンプル
- (5) 調査結果のサンプル（分析・考察）
  - ※契約後は沖縄県の到達度調査の様式を基本に、那覇市の要望も加えた帳票を予定していますので、各社様式の変更の可能性があります。
- (6) 費用見積書（3の(3)委託限度額を超えた場合は失格とします。）

## 6 提出期限、提出先

平成31年4月3日（水）15：00までに提出

①5の(1)(2)(6)・・・各1部

②5の(3)(4)(5)・・・各8部

（選定委員会委員用7部、事務局用1部。7部はプロポーザル終了後返却予定。）

提出先・・・那覇市立教育研究所

## 7 質疑等

- (1) 質疑受付期間 平成31年3月27日（水）17時まで
  - ・質疑は記録の為、電子メールでお願いします。
  - ・E-mail [44415osam@city.naha.lg.jp](mailto:44415osam@city.naha.lg.jp)（エクセル又はワードでお願いします。）
- (2) 質疑に対する回答は、平成31年3月29日（金）17時までに電子メールで全参加業者へ送信します。連絡が届かない場合は表記電話番号まで確認をお願いいたします。

## 8 選定方法

- (1) 選定
  - 委託先候補者の選定は、平成31年度標準学力調査選定委員会が行います。

### ①1次審査

上記5で提出された書類により1次審査を実施します。

4月5日(金)に1次審査結果及びプレゼンテーションの時間を連絡します。

### ②最終審査

1次審査合格者から、下記(3)の選定基準により、提出された書類及び提案者のプレゼンテーションを受けたうえで総合的に判断します(必要に応じヒアリングを実施する場合があります)。その上で、最も優れた提案者を委託先候補者として選定します。

また、選定委員会は非公開とし、選定内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

## (2) プレゼンテーション

提出書類の内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施します。

- ・実施日：平成31年4月12日(金) 午前10:00～(予定)
- ・時間：各提案者30分(説明20分・質問10分)
- ・場所：那覇市立教育研究所 会議室
- ・説明者：3人以内
- ・プレゼンテーションに必要な機器類については、提案者で準備してください。

また、5で提出された書類以外に当日配布資料がある場合は8部用意してください。7部は返却予定です。

※プレゼンテーションの順番は、本説明会の終了後に抽選で決定します。

辞退、1次審査不合格者がある場合は順次繰り上がりとなります。

## (3) 審査基準

審査項目	審査基準
実施体制と業務遂行能力の優位性	業務遂行に関する体制と能力
問題作成業務の優位性	調査問題作成の能力及び創意工夫等
採点・集計・分析業務の優位性	採点・集計・分析業務の能力及び調査結果資料等の創意工夫等
事業金額の妥当性	事業金額の積算の妥当性と低廉性

## 9 選定結果の通知

選定結果については、選定後、採否に関わらず各提案者に通知します。

## 10 契約の締結

選定された委託先候補者は、提出書類に基づき、具体的事業内容を那覇市立教育研究所と協議するものとし、具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に限り、委託契約を締結することとします。

## 11 契約保証金

10により合意に達した受託予定者は、那覇市契約規則第30条第9号の規定に基づき免除します。

## 12 その他

- (1) この提案に要する費用については、提案者の負担とします。また「10 契約の締結」において締結に至らなかった場合も同様とします。
- (2) 提案された書類中1部は那覇市立教育研究所に帰属するものとし、残りについては返却します。なお、これらの書類はこのプロポーザルの審査目的以外には使用しません（返却不要の場合は研究所にて廃棄します）。
- (3) 提案内容は非公開とします。

## 13 スケジュール（予定）

時 期	内 容
平成31年 3月25日	プロポーザル説明会開催
4月12日(金)	プロポーザル実施
4月15日～	候補者選定結果通知
～4月17日	契約締結、業務開始
5月9日(木)	標準学力調査等実施説明会（受託業者）
5月20～(24)日	調査実施
～6月24日(金)	研究所へ調査結果報告（受託業者）
7月1日(月)	学校へ標準学力調査結果説明会（受託業者）